

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券……………該当なし

③ 出資金 ア 市場価格のあるもの……………取得価額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

低価法による評価

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5年～50年

工作物 10年～60年

物品 2年～20年

② 無形固定資産……………定額法(ソフトウェアについては、当町における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当なし

② 徴収不能引当金

未収金・長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により(または個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

該当なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(豊能町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額または見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

令和5年10月1日より、行政組織を改編しました。主な内容については下記の通りです。

- ・4部制(総務部・保健福祉部・住民部・都市建設部)から「住民部」を廃止し3部制としました
- ・総務部内の組織を見直し、各課の業務を平準化しました

- ・「保健福祉部」を「生活福祉部」、「まちづくり創造課」を「総合政策課」、「秘書人事課」を「広報職員課」に部・課の組織名を変更しました
- ・総合政策課に「公共施設再編室」を新たに設置し、総務課の「臨時給付金室」、住民人権課の「男女共同参画室」、都市計画課の「公共建築室」、農林商工課の「観光振興室」を廃止し、現在の10室から7室としました
- ・教育委員会に設置していた「保幼小中再編整備室」を都市建設部の部内室に改編し、また、総合政策課に「公共施設再編室」を設置しました

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 -%

連結実質赤字比率 -%

実質公債費比率 5.5%

将来負担比率 -%

④ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額

137,245千円

⑥ 過年度修正等に関する事項

該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和5年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当なし

② 減債基金に係る積立不足額

該当なし

③ 基金借入金(繰替運用)残高

該当なし

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

542,269千円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 5,088,160千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 542,269千円

将来負担額 7,432,800千円

充当可能基金額 3,383,781千円

特定財源見込額 -千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 5,126,779千円

⑥ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
36,623千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

737,907千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	7,938,573千円	7,362,274千円
繰越金に伴う差額	478,741円	
資金収支計算書	7,459,832千円	7,362,274千円

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 500,000千円

④ 重要な非資金取引

該当なし

(5) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。